

公益社団法人

館山法人会報

▶ TATEYAMA HO-JIN KAIHOU ◀

名工 後藤義光 生誕200年イベント 南房総市・館山市・鴨川市で開催

義光は南房総市千倉町に生まれ 江戸で修行。江戸彫りの寺社彫刻、神輿、山車、屋台と多岐にわたる作品を 地元千倉を中心に安房管内、東京、神奈川、京都などに数多く残した



千倉町 円蔵院 欄間彫刻「天女と龍」



館山市 小網寺 中備「子引き龍」



青柳地区 日枝神社神輿



館山市 鶴谷八幡宮「百態の龍」



来福寺 義光米寿祝いの塔



南房総市富山地区 勝善寺 向拝彫刻「波に龍」



千倉町川合 愛宕神社 大黒天(14歳作)



千倉町菩提寺の西養寺 向拝彫刻「玉取龍」

主 内 容

- 新年のごあいさつ
- 平成28年度から個人住民税の給与天引きを徹底します
- 第31回法人会全国大会栃木大会 • 平成27年度税制改正に関する提言
- 印紙税Q&A • 税を考える週間行事・納税表彰式 • 支部ゼミ懇談会
- 理事会・委員会・部会の動き • 「江戸」に学ぶ、成果の上げ方 • 法人会の動き
- 青年部会視察研修報告 • 暮らしのツボ・吸湿発熱繊維製品
- 健康コーナー・世界の格言から酒の飲み方良し悪し • 新会員紹介
- 確定申告のお知らせ • 社会貢献事業

VOL.109

2015.1.15
平成27年

 (公社)館山法人会員証

←法人税確定申告書提出の会員の方は、このシールを切り取り決算書の別表右下欄に貼付して提出して下さい。

法人会の基本的指針

法人会は
よき経営者をめざすものの団体として
会員の積極的な自己啓発を支援し
納税意識の向上と
企業経営および社会の
健全な発展に貢献します。

謹賀新年

新春を迎え、会員企業皆様のご繁栄、ご健勝をお祈り申し上げます。年末の総選挙を踏まえ第三次安倍内閣が発足いたしました。与野党を問わず訴えた選挙公約の諸々はもう待ったなしです。厳しさを増す安全保障環境に備えるとともに、規制緩和を含めた確かな経済対策を実行し、首相が強調した「デフレ脱却を確実なものとし」「経済の好循環」を実現させ、景気回復の恩恵が隅々まで行き渡り、地方創生につながることを期待したいと存じます。

新しいこの年が私共地域の中小企業にとって、明るくそして将来に希望の持てる一年でありますようお祈り申し上げます。

館山法人会は本年も引き続き、公益法人として本会の発展のため納税道義の高揚と地域社会への貢献に努めて参りたいと存じます。本年もご指導ご支援をお願い申し上げます。



平成二十七年 元旦
公益社団法人 館山法人会
会長 平田 哲平

新年明けましておめでとーございます

平成二十七年の年頭に当たり、謹んでお慶び申し上げます。公益社団法人 館山法人会の会員の皆様方には、平素より税務行政に対し、まして深いご理解と多大なるご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。さて、昨年中は支部ゼミ懇談会を始め様々な会行事に出席させていただきました。会員の皆様方から多くの率直な意見を伺わせていただくことができました。皆様の「ご意見を参考とし、引き続き「適正公平な賦課徴収の実現」と「信頼される税務行政の確立」に取り組んでまい、る所存でございます。また、本年一月より改正相続税が施行されております。今後、納税者数の増加が予想されますが、申告及び納付に関する相談へ適切かつ丁寧に対応してまいります。皆様には、今後とも税務の良き理解者として、ご支援とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。会員の皆様方からのご健康とご事業のご繁栄を心から祈念申し上げます。新年の挨拶とさせていただきます。



平成二十七年 元旦
館山税務署長 尾部 良一

謹んで新春の寿をお慶び申し上げます

平成 27 年 元旦

公益社団法人 館山法人会

名誉会長	本間 明	常任理事	辻 貞夫	常任理事	石井 仁	常任理事	中西 京子
会長	平田 哲平	"	友野 修	"	平田 英雄	"	早川 光樹
副会長	佐藤 興二	"	末吉 一夫	"	石渡 和男	"	小川 玉枝
"	本間 亨	"	河名 洋一	"	齋藤 惠三	"	日暮 靖
"	鈴木 義康	"	三滝 睦	"	飯田 彰一	"	河野 義輔
"	刈込 浩一	"	川名 光俊	"	手塚 節	"	栗原 保博
"	平野 好正	"	早川 金光	"	田原 智之	監事	服部 克巳
常任理事	秋山 準治	"	清宮 和子	"	濱島 修	"	小滝 周一
"	宮沢 治海	"	島田 誠一	"	谷 昭一	"	池田 亮博
"	柴田 絹代	"	吉本 晃	"	本橋 亮一		
"	石田 安一	"	吉田 政紀	"	角田 眞一郎		
"	綱嶋 茂信	"	根本 幹夫	"	村井 智博		

館山税務署

署長	尾部 良一
総務課長	小山 光宏
法人課税第1部門官	川名 浩喜
法人課税第2部門官	手島 俊雄
法人課税第1部門官	田中健太郎
調査	

管理運営第1部門官	浅野 文雄
統括	
管理運営第2部門官	鈴木 陽子
統括	
徴収部門官	大内富士男
統括	
個人課税第1部門官	大山 顕
統括	
個人課税第2部門官	渡部 悦郎
統括	
資産課税部門官	太田 明
統括	

千葉県税理士会館山支部

支部長	齊藤 晃夫
副支部長	渡辺重太郎
"	鈴木 弘明
"	相樂 行孝
総務部長(兼任)	渡辺重太郎



平成28年度から個人住民税の 給与天引きを徹底します。

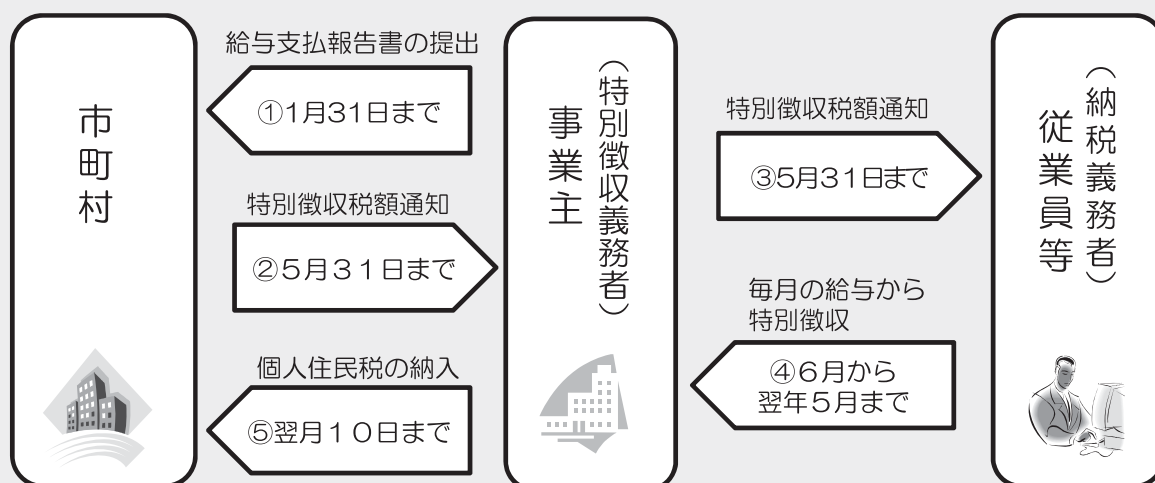
所得税の源泉徴収義務がある給与等の支払者には、個人住民税の特別徴収を実施する義務がありますので、平成28年度までに準備をお願いいたします。

●特別徴収とは

所得税の源泉徴収と同じように、事業主（給与支払者）が毎月従業員等（納税義務者）に支払う給与から個人住民税を天引きし、従業員等に代わり市町村に納入していただく制度です。

原則として、アルバイト、パート、役員等を含む全ての従業員から特別徴収する必要があります。

●特別徴収の制度



※ 従業員が常時10名未満の場合は、市町村長の承認を受けることで、年12回の納期を12月と6月の2回とすることができます。（納期の特例）

●例外として普通徴収が認められる場合があります

●問合せ先

特別徴収の制度の概要に関すること					
千葉県総務部税務課特別滞納処分室			☎ 043-223-3098		
千葉県総務部市町村課税政班			☎ 043-223-2133		
特別徴収の手続きに関すること					
館山市	税務課	☎ 0470-22-3262	南房総市	税務課	☎ 0470-33-1023
鴨川市	税務課	☎ 04-7093-7832	鋸南町	税務住民課	☎ 0470-55-2113

ホームページに掲載されています。

平成27年度

税制改正に関する

スローガン

◎ まだ道半ば。

国・地方とも
聖域なき改革を！

◎ 厳しい経営実態を

踏まえ、中小企業の
活性化を図る税制を！

◎ 法人の実効税率を

20%台に引き下げ、
軽減税率も15%の
本則化とする見直しを！

◎ 本格的な事業承継

税制を確立し、
地域経済を支える
中小企業に配慮を！

栃木大会

第31回法人会全国大会開く

1900名余出席 栃木県総合文化センター



大会次第 ～～～～～～

第1部 記念講演

「日本の行方～政治と経済の現状分析と展望」

TBSテレビ報道局解説・専門記者室長 杉尾 秀哉氏

第2部 大会式典

平成27年度税制改正提言の報告

青年部会による租税教育活動の事例発表

第3部 懇親会

平成27年度 税制改正に関する提言 (要約)

《はじめに》

長引くデフレからの脱却と強い日本経済の再生を目指す安倍晋三政権による経済政策「アベノミクス」が一定の効果をあげ、景気は回復基調にある。肝心なことはこれをどう持続的成長につなげるかであり、まだまだ課題は山積している。

円安・株高をもたらした金融の「異次元緩和」は実体経済へ好影響を及ぼし、物価は着実に上昇傾向を示している。本年4月の消費税引き上げも景気への悪影響はほぼ一時的にとどまり、価格転嫁も比較的スムーズに行われたといえよう。

ただ、異次元緩和による効果は一段落しており、今後は経済の自律的な好循環構造を構築することが課題になる。それにはようやく始まった賃金上昇の持続や個人消費、設備投資の拡大が必要であり、それらを後押しする実効性ある成長戦略が何より重要である。

政府は法人実効税率を来年度から数年で20%台に引き下げる方針を示している。まずはこれを着実に実行する必要がある。そして農業や医療、雇用分野などで打ち出した規制緩和策では、改革に値するような制度設計を行うことが求められる。

また、国家的課題である持続可能な社会保障制度の確立と財政健全化の両立では、2015年度の基礎的財政収支赤字半減という第一段階の目標達成は可能になったものの、20年度の黒字化目標にむけての道筋は描かれていない。歳出・歳入一体で取り組む明確な改革工程を示すことが不可欠である。

日本経済を取り巻く環境は中国経済の減速や続発する地政学リスクなど、依然として不透明感が拭えない。そうした中で地域経済と雇用の担い手である中小企業には、アベノミクス効果が十分に浸透していないうえ、エネルギーコストの上昇なども重荷になっており、さらなるきめ細やかな対策が必要である。

《基本的な課題》

I. 社会保障と税の一体改革と今後のあり方

1. 社会保障制度のあり方に対する基本的考え方

○わが国の社会保障制度は「中福祉」「低負担」であり、今後の社会保障給付は高齢化社会の急進展で急速な増大が見込まれている。その財源を公費負担に頼ることになれば、いくら増税しても追いつかない。

2. 消費税引き上げに伴う対応措置

○消費税率の引き上げに当っては、景気に十分配慮するだけでなく、円滑な価格転嫁など混乱を防止する環境整備が極めて重要である。

3. 財政健全化に向けて

- (1) 財政健全化目標の達成は税の自然増収や増税のみに頼るのではなく、聖域なき歳出削減が不可欠。その際には社会保障をはじめとした各歳出分野に削減目標を定め、その達成に必要な具体的方策と工程表を明示して着実に実行することを求める。
- (2) 消費税率のさらなる引き上げに当っては経済への負荷を和らげる財政措置も必要になるだろうが、財政健全化の阻害要因とならないよう十分注意すべきである。
- (3) 国債の信認が揺らいだ場合、金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。市場の動向を踏まえた細心の財政運営が求められる。

4. 行政改革の徹底

○社会保障の安定財源確保と財政健全化のために、消費税が引き上げられることは重要であるが、その前提に「行革の徹底」があったことを改めて想起する必要がある。

○「まず隗より始めよ」の精神に基づき地方を含めた政府、議会が自ら身を削らなければならない。

5. 共通番号制度について

○マイナンバーの運用に当っては国民の利便性を高めるとともに、制度内容を国民に周知し、定着に向けて取り組んでいくことが必要である。

○個人情報の漏洩、第三者の悪用を防ぐためのプライバシー保護などの制度の適切な運用が担保される措置を講じるとともに、コスト意識をもつことも重要である。

6. 今後の税制改革のあり方

○今後の税制改革に当っては、①国際間の経済取引の増大や多様化、諸外国の租税政策等との国際的整合性②経済の持続的成長と雇用の創出③少子高齢化や人口減少社会の急進展④グローバル競争とそれがもたらす所得格差など、経済社会の大きな構造変化——などにどう対応するかという視点を踏まえ、税制全体を抜本的に見直していくことが重要な課題である。

II. 経済活性化と中小企業対策

1. 法人税率の引き下げ

○復興特別法人税が1年前倒しで廃止され、法人実効税率は35.64%に引き下げられた。しかし、近年、国際競争力の強化や外国資本の誘致などを目的に大幅な引き下げが行われているアジア、欧州各国との税率格差は依然として大きい。

こうした状況が続けば、国内企業の海外移転が加速し、雇用への悪影響、さらには経済全体の衰退につながる恐れがある。これらの観点から、法人の税負担は地方税を含めて大幅に軽減すべきであり、政府が示した来年度からの法人実効税率引き下げを着実に実行すべきである。

○税率引き下げの代替財源については、財政健全化目標との関係なども踏まえれば恒久財源の確保を原則とす

べきで、具体的財源は税制全般の改革の中で検討されることが望ましい。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

(1) 中小企業の軽減税率の15%本則化と適用所得金額の引き上げ中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置ではなく、本則化するよう求める。なお、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長すること。

また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を少なくとも1,600万円程度に引き上げるよう求める。

(2) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下の通り制度を拡充するとともに本則化することを求める。

① 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。

② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例については、損金算入の上限(合計300万円)を撤廃する。

3. 事業承継税制の拡充

○我国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化、雇用の確保などに大きく貢献しており、経済の根幹を支える重要な存在である。その中小企業が相続税の負担等により事業が承継できなくなることは、日本経済に大きな損失を与えるものである。

○平成25年度税制改正において、納税猶予制度の要件緩和や手続きの簡素化が図られるなど大幅な見直しが行われた。しかし、中小企業が円滑な事業承継を行うにはまだ不十分である。

Ⅲ. 国と地方のあり方

○地方分権は、権限と責任が国から移行することを意味する。従って地方は国依存から脱却し、自立・自助の体質を構築することが不可欠となる。

○地方行政に必要な安定的な財源の確保や行政改革についても、自立に向けて自らの責任で政策を企画・立案し実行することが求められる。

Ⅳ. 震災復興

○被災地の復興の遅れが依然として改善されていない。復興事業に当っては、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引続き、適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。

Ⅴ. その他

1. 納税環境の整備 2. 租税教育の充実

《税目別の具体的意見》

法人税関係

1. 役員給与の損金算入の拡充

所得税関係

1. 所得税のあり方

(1) 基幹税としての財源調達機能の回復

(2) 各種控除制度の見直し

(3) 個人住民税の均等割は、応益負担原則の観点から適正水準とすべき

2. 少子化対策

相続税・贈与税関係

1. 相続税の負担率はすでに先進主要国並みであることから、これ以上の課税強化は行うべきではない。

2. 贈与税は経済の活性化に資するよう見直すべき

(1) 贈与税の基礎控除の引き上げ

(2) 相続時精算課税制度の特別控除額(2,500万円)の引き上げ

地方税関係

1. 固定資産税の抜本的見直し

2. 事業所税は二重課税的な正確を有することから廃止する

3. 住民税の超過課税は法人に対して安易に課すべきではない

4. 法定外目的税は税収確保のために法人に対して安易に課すべきではない

その他

1. 配当に対する二重課税の排除

2. 電子申告の推進について



館山税務署からのお知らせ

印紙税Q & A

今回は印紙税に関する多い質問について税務署からお答えします。

Q1 印紙税として定められた金額を超えた収入印紙を文書に貼った場合や印紙税の納付の必要がない文書に誤って収入印紙を貼ったような場合などはどうすればいいですか。

A1 所轄税務署長に過誤納となった文書の原本を提示し、過誤納の事実の確認を受けることにより、印紙税の還付を受けることができます。
「領収証」等のように取引の相手方に交付する文書の場合でも、過誤納の事実の確認を受けるには、過誤納となった文書の原本を確認する必要がありますので、収入印紙を貼る際には誤りのないようご注意ください。

Q2 印紙税のかかる文書について、印紙税がかかることを知らなかったことなどにより、収入印紙を貼り忘れた場合や印紙税として定められた金額より少ない金額の収入印紙を貼ってしまっていた場合はどうなりますか。

A2 納めなかった印紙税の額の3倍（収入印紙を貼っていないことを自主的に申し出たときは1.1倍）の過怠税が課されます。
また、文書に貼り付けた収入印紙に所定の方法で消印をしなかったときは、その消印しなかった収入の印紙の金額の過怠税が課税されます。
なお、過怠税はその全額が法人税の損金や所得税の必要経費に算入されませんので、ご注意ください。

分からないときは

還付を受けるための手続きなど、印紙税についてお分かりにならない点がありましたら、税務署（電話相談センター）へお尋ねください。

※国税庁ホームページでは税に関する情報等を提供しています。
税に関する質問についてはタックス・アンサー（よくある税の質問）もご利用ください。

【国税庁ホームページ www.nta.go.jp 】

図書・余部があります お分けします（先着順）

小冊子 “間違うと痛い印紙税の実務”

税を考える週間行事

平成26年度納税表彰式

納税功労で個人11名、3団体が受賞

館山間税会がe-Tax普及功労で受賞

租税教育で

小学生の税に関する書写作品表彰

管内34校2,571人が応募

表彰作品は館山駅市民ギャラリー

イオン館山・鴨川店に展示

併せて表彰 式場で朗読

中学生の「税についての作文」

税に関する高校生の作文

おめでとうございます

平成26年度納税表彰式が「税を考える週間」の11月16日に県・市・税理士会・警察署・経済団体ほか多くの来賓を迎え、館山税務署・館山法人会、館山青色申告会、館山間税会、館山税務署管内納税貯蓄組合連合会、県酒造組合、県卸酒販組合、館山小売酒販組合、安房地域租税教育推進協議会の九団体共催により、たてやま夕日海岸ホテルで行われました。

席上、長年にわたり申告納税制度の推進や納税道義の高揚に努めたことが評価され、館山税務署長から個人11名に、税務広報功労及び租税教育推進で3団体に表彰状及び感謝状が贈られました。また、毎年租税教育の一環として実施している「小学生の税に関する書写作品」や館山税務署管内納税貯蓄組合連合会主催の「中学生による税についての作文」、国税庁主催の「税に関する高校生の作文」について、優秀者に表彰状と記念品が贈られ、最後に国税庁長官賞を受賞した鴨川市立安房東中学校の渡邊陽南子さんと館山税務署長賞を受賞した千葉県立安房高校の亀井美里さんによる作文の朗読が行われました。

終了後、お互いの理解を深める懇親会を行い散会しました。

「税に関する高校生の作文」

『豊かになく』

館山税務署長賞

千葉県立安房高等学校

第三学年 亀井 美里

高速道路の開通がもたらしたものの。それは我が家に多くの幸せをつないでくれた。そして生活が、気持ち豊かになったと私は思う。

母の実家は、ここから一七〇キロ程離れた隣接県の土地。高速道路が開通する前は、渋滞しようものなら、移動に五時間くらいかかっていた。道路事情は実際、出発してみないと計り知れない。幼い子供達を連れての帰省は母の意を決した一大イベントで、それは非常に億劫な作業でもあったそうだ。しかし高速道路開通後、移動時間の短縮で、母は帰省しやすくなった。所要時間二時間という便利さは、両親と離れた土地に嫁いだ母に何かあった時には、直ぐに駆けつけられるという安心感を与えたようだ。祖父母の老後の不安が少しでも軽減出来るよう、寄り添える様になったと喜ぶ母。高速道路は、遠く離れた祖父母と母の気持ちをつないでくれたようだ。

私が三歳の時、母は地元の

眼科で重度の網膜剥離と判

明、失明の危機にさらされた。ただちに東京の大学病院に向かうよう診断された。母は高速道路に乗って、すぐさま都内の大学病院に運ばれた。容態は思った以上に深刻で、一分一秒を争う状態だった。たまたま学会の準備で残っていた網膜チームによる緊急手術。間に合った。高速道路による短時間移動で、母の左眼は一光を取り留めた。もしも高速道路が無かったら、たまたま時間外に居た網膜チームのドクターに出会えなかっただろうし、そうなると緊急手術もあり得なかったと母は言う。運が良かったただけではない。都心への移動を飛躍的に便利にした高速道路が、現在も母の眼の光をつないでくれている。

私はこの網膜剥離の手術で、高額な費用の一部が国の税金で負担されていることを初めて知った。病気の時は、ただでさえ精神的な負担が大きいと思う。そこで更に多額の医療費では、経済的負担を

も与える。私達の身近でわかり易い消費税や自動車税の他に、国民が納めている税金のおかげで私達は安心して治療が受けられるよう守られているのである。

このように私は、高速道路から多大な恩恵を受けている。そして、それは税金でまかなわれた貴重な産物なのである。高速道路が出来たことで、私の生活は便利で快適なものとなった。これは国民の納めた税金が、様々な姿形を変えて、私達の生活を支えてくれていることのほんの一例に過ぎない。税金の無駄遣いという言葉たまに耳にするが、それは税金がただ単に徴収されるものという浅い認識からである。税金によって助けられ、生活が安心して豊かになる人が多くなれば、納税は自分の為の義務という理解につながるはずだ。到底、無駄遣いなどとは言われまい。

私の考える正しい税金の使い途とは、人との距離、心をつなぎ、より幸せになれる様な使い方である。税金の制度や仕組みがしっかりしているからこそ、私達は安心した生活が送れるのである。心身共に豊かな生活につなげる為に、私はしっかり納税していきたい。



【最優秀賞】

林 史恵

南房総市立白浜小学校
(6年)



【最優秀賞】

後藤 駿太

館山市立那古小学校
(5年)



【最優秀賞】

吉村 桜

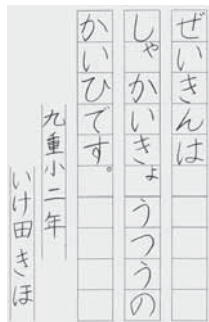
館山市立北条小学校
(4年)



【最優秀賞】

小谷 葵

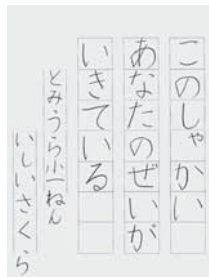
南房総市立白浜小学校
(3年)



【最優秀賞】

池田 希帆

館山市立九重小学校
(2年)



【最優秀賞】

石井 桜

南房総市立富浦小学校
(1年)

***** 受賞者名簿 *****

館山税務署長表彰

(税務功労)

池田 亮惇

(公益社団法人館山法人会 監事)

石井 康夫

(一般社団法人館山青色申告会 常任理事)

富永 洋雄

(一般社団法人館山青色申告会 理事)

吉本 晃

(公益社団法人館山法人会 常任理事)

(租税教育関係者)

出山 裕之

(館山市教育長)

館山税務署長感謝状

(税務功労)

宇津木政嗣

(一般社団法人館山青色申告会 理事)

谷 昭一

(公益社団法人館山法人会 常任理事)

田原 智之

(公益社団法人館山法人会 常任理事)

濱島 修

(公益社団法人館山法人会 常任理事)

間宮 幸男

(一般社団法人館山青色申告会 理事)

村井 智博

(公益社団法人館山法人会 常任理事)

(税務広報功労)

イオンリテール株式会社

イオン鴨川店店長 菓子野幸弘

(e-Tax普及及び定着に対する功労)

館山間税会

(租税教育推進校)

鴨川市立田原小学校

小学生の「税に関する書写作品」表彰

主催 館山税務署

一般社団法人館山青色申告会

公益社団法人館山法人会

【最優秀賞】

石井 桜 南房総市立富浦小学校 (1年)

受賞者名簿

池田 希帆 館山市立九重小学校 (2年)

小谷 葵 南房総市立白浜小学校 (3年)

吉村 桜 館山市立北条小学校 (4年)

後藤 駿太 館山市立那古小学校 (5年)

林 史恵 南房総市立白浜小学校 (6年)

中学生の「税についての作文」表彰

主催 全国納税貯蓄組合連合会

館山税務署管内納税貯蓄組合連合会

国税庁

【国税庁長官賞】

渡邊陽南子 鴨川市立安房東中学校 (3年)

【東京国税局管内納税貯蓄組合連合会 優秀賞】

森山 渚 南房総市立富山中学校 (3年)

【千葉県納税貯蓄組合総連合会 優秀賞】

木曾 菜月 南房総市立白浜中学校 (3年)

【館山税務署管内納税貯蓄組合連合会 会長賞】

早川 空良 南房総市立嶺南中学校 (3年)

保泉 李香 鋸南町立鋸南中学校 (3年)

【館山税務署長賞】

出口 敦也 館山市立第三中学校 (3年)

間宮 理央 南房総市立嶺南中学校 (2年)

【千葉県館山県税事務所長賞】

渡辺 梓 館山市立第二中学校 (3年)

【市長賞】

館山市長賞

佐野 翔哉 館山市立第二中学校 (3年)

安西 瑠菜 館山市立第三中学校 (3年)

出口 京佳 館山市立房南中学校 (3年)

鴨川市長賞

石川 佳世 鴨川市立鴨川中学校 (3年)

浅沼 美恵 鴨川市立長狭中学校 (3年)

岡安 遙 鴨川市立安房東中学校 (3年)

南房総市長賞

足達 詩歩 南房総市立富山中学校 (3年)

忍足 玲奈 南房総市立富山中学校 (3年)

田仲 伶衣 南房総市立千倉中学校 (1年)

折原俊太郎 南房総市立千倉中学校 (2年)

鋸南町長賞

根津 円果 鋸南町立鋸南中学校 (3年)

税に関する高校生の作文

主催 国税庁

【館山税務署長賞】

亀井 美里 千葉県立安房高等学校 (3年)



署長表彰受賞者

秋の支部ゼミ懇談会

署長卓話

「税の歴史訪問」

過去から現在までの税にまつわる話

税務研修

20支部7会場で

「相続税改正あれこれ」
「平成26年度税制改正」



10月21日 北条3支部を皮切りに

秋の恒例行事「支部ゼミ懇談会」が、今年も館山税務署の協力を得て、20支部7会場で開かれ、延べ246名が参加しました。

会に入り。初めに署長卓話。過去から現在に至る税にまつわる話、「税の歴史訪問」。民主的な租税制度の起因となった世界の三大出来事、即ちイギリスの「マグナ・カルタ（大憲章）」、「代表なければ課税なし（アメリカ独立戦争）」、「フランス革命（民主的な租税制度の確立）」から説き起こし、続いて日本における税制度へ。魏志倭人伝（中国）の中国の税に関する最古の記述から始まり、大化の改新における律令制度における租税、金納制度の始まり等々、古代（奈良・平安時代）、中世（鎌倉・安土桃山・室町時代）江戸時代へ。歴史の授業で教わった

太閤検地や時代劇でおなじみの悪代官は農民とのトラブルを起こすと失脚させられる制度となっており、数は少なかったこと、また、最大の百姓一揆と言われ5年近く続いた郡上一揆、農民勝利で解決した後の領民との融和策としての「郡上踊り」の始まりの物語を交えて解説。そして明治以降、近代税制としての所得税（明治20年創設）から消費税まで各税目の導入の歴史、日露戦争の戦費調達のための相続税創設などのエピソードを絡めて説明。更に税が起源となって現在でも使われている言葉、「たわけ者」「上前をはねる」「ウナギの寝床」の由来などわかりやすく講話をして頂きました。

続いて川名法1統括官の税務研修は平成25年度税制で大きな改正があった「相続税あれこれ」。

平成27年1月より、遺産に係る基礎控除額が大幅に引き下げられ、被課税者が増える予想される会員の関心事。相続税の税率構造、税額控除、小規模宅地等の特例制度を解説して頂くとともに、家族構成など具体的に事例を設定して税額計算を行うなど、きめ細かな説明をして頂きました。

そのあと、田中法1調査官から「平成26年度税制改正」について、復興特別法人税など法人課税や消費税関連の改正事項について説明をして頂きました。

研修会に続いては、法人会

と提携している保険各社による各種保険の内容説明、事務局からの資料の説明や会員増強のお願い等連絡事項のあと、例年どおり、税務署幹部を囲んだ懇親会を行いました。講師の皆さんありがとうございました。各支部の役員・会員の皆さんご苦勞様でした。

●10月21日（火） 北条第1・第2・第3支部 法青会館 支部長 秋山 準治 川名 光俊 石渡 和男 参加者 36名	●10月30日（木） 長須賀支部 長須賀中央ホール 支部長 本橋 亮一 参加者 21名	●11月6日（火） 鴨川中央・南・北・長狭・江見・天津小湊支部 亀田総合病院Kタワー 支部長 島田 誠一 田原 智之 綱嶋 茂信 谷 昭一 根本 幹夫 齋藤 恵三 参加者 72名	●11月11日（火） 丸山・千倉・白浜・和田支部 千倉町 銀鱈荘ことぶき 支部長 栗原 保博 早川 光樹 飯田 彰一 辻 貞夫 参加者 38名	●11月19日（水） 館山支部 浜すし 支部長 吉田 政紀 参加者 22名	●11月27日（木） 那古船形三芳・富浦支部 船形漁協漁業総合センター 支部長 三滝 仁睦 参加者 24名	●11月25日（火） 富山・勝山・保田支部 鋸南町商工会 支部長 吉本 晃 石田 安一 手塚 節 参加者 名
---	--	--	--	--	--	---

理事会

委員会

部会

の動き

理事会

◎第2回理事会

9月9日(火)

鴨川グランドホテルにて

- ・会員増強運動の実施について
- ・支部ゼミ懇談会の開催について
- ・その他

出席者 44名



理事会で挨拶する平田会長

◎法人会福利厚生制度推進連絡協議会
9月9日開催の理事会開催前、法人会と提携している保険会社3社（大同生命保険・AIIU保険・アメリカンファミリー保険）と各種保険の内容や加入

総務委員会

◎第1回総務委員会

8月27日(水)

- ・法人会事務局にて
- ・地域社会への貢献事業について
- ・（若潮マラソン会場での節電啓発活動）

出席者 6名



総務委員会 8月27日

状況の説明など、福利厚生事業の推進について協議
終了後意見交換会

出席者 50名

広報委員会

◎第2回広報委員会

11月18日(火)

法人会事務局にて

- ・会報第109号編集会議

掲載記事等編集内容について協議

出席者 8名



広報委員会 11月18日

税制委員会

「平成26年度税制改正提言事項」の地元国会議員および地方自治体に対する要望活動

11月18日(火)

要望先

国会議員 浜田靖一氏
館山市長 金丸謙一氏
館山市議会議員 本橋亮一氏

組織委員会

12月3日(木)

法人会事務局にて

- ・県連組織委員会会議の報告について
- ・会員増強について

出席者 7名



組織委員会 9月2日

青年部会

◎税務例会

10月8日(水)

館山市・芳喜楼にて

- ・今後の行事について
- ・会員増強について
- ・税務研修会

（陳情先は全法連の指示による）
参加者 2名

「国税庁について」

講師 尾部館山税務署長

「相続税について」

講師 太田資産税部門統括官

終了後意見交換会

出席者 23名



青年部会 10月8日

◎役員会（支部長以上）

11月8日（水）

館山市・芳喜楼にて

- ・全国青年の集い・秋田大会について
- ・青連協ゴルフコンペについて
- ・南房総市産業まつりについて
- ・租税教育について
- ・会員増強について

出席者 23名

◎役員会（支部長以上）

11月13日（木）

法青会館会議室にて

- ・南房総市産業まつり会場での

租税教育についてほか

出席者 16名

◎「第28回法人会全国青年の集い」

秋田大会

11月20日（木）・11月21日（金）

秋田県民会館ほか

- ・租税教育プレゼンテーション
- ・部会長サミット・円卓会議

テーマ

「どうなる？どうする？」

租税活動教育2024」

大会式典

大会スローガン

「ユタカな国へ 秋田美じょん」

記念講演

「リーダーはいかにあるべきか

ユタカな国・美しい心を

つなぐために」

講師 読売新聞特別編集委員

橋本五郎 氏

懇親会

参加者 4名

◎租税教育活動（税金クイズ）

11月30日（日）

南房総市産業まつり

（千倉漁村センター）会場にて

- ・「税金クイズ」の実施

出席者 7名

◎県青年部会連協親睦ゴルフコンペ

12月2日（火）

森永高滝カントリー倶楽部にて

参加者 4名

女性部会

◎役員会（幹事以上）

8月27日（水）

法青会館会議室にて

- ・これからの行事予定について
- ・会員増強についてほか

・税務研修会

「国税庁の仕事」

講師 尾部館山税務署長

出席者 32名

◎県女性連協視察研修

10月22日（水）～23日（木）

神奈川県 旧岸邸・美術館見学ほか

出席者 3名



女性部会役員会 12月12日

◎役員会（幹事以上）

12月2日（木）

たてやま夕日海岸ホテルにて

- ・地域社会への貢献事業についてほか
- ・税務研修会

「相続税法の改正について」
講師 太田資産税部門統括官
終了後意見交換会

出席者

名

源泉研究部会

◎第2回税務研修会

11月5日（水）

館山シーサイドホテルにて

- ・「年末調整」について
- ・税務全般Q&A

講師 川名法1統括官

澤田法1調査官

鈴木管理運営2統括官

終了後意見交換会

出席者

19名



源泉研究部会 11月5日

「江戸」に学ぶ、成果の上げ方

(株)アルティスタ人材開発研究所 玄間千映子

昨今、鬱とかメンタル的に問題を抱え、積極的に職場に出られないという人達が増えてきているといいます。新人ばかりでなく、社歴を重ねた人にもその傾向が現れてきているというので、少しばかり職場としては心配です。そこで、今回はそうしたことへの対処法を、江戸時代の人々からヒントをもらってみたいことにしました。

人は誰かに褒められたい、認められたいという欲求を抱えている存在です。メンタル問題から切り離れるには、ここをトリガーに使うことがよさそうです。とはいっても、成果主義がベースとなっている昨今では、“成果”と“褒められる”がワンペア状態となっていることが多く、なかなか褒められる場面に遭遇することも難しくなっているようです。

そこで、成果の上げ方から工夫しましょう。欧米の結果重視のアプローチを、日本版に切り替えてみるのです。大量生産の歴史の長い欧米では、作った物が身の回りで売れなければ、陸続きの土地柄です、買ってくれるところを探し歩けばよいのです。とはいっても、その効率は良くないので、売り先を絞り込もうということで「マーケティング」という考えが発達してきました。陸続きの大陸では、自然なことです。

ところが、この日本ではそうはいきません。大量生産で作られたものは、簡単に市場を満たしてしまいます。ですから、結果を直接得るのは大変です。そういうところでは、安定的な売れ先を保っておくことの方が大事になってくるのです。「顧客」という考えの発達です。

「顧客」は、こちらの気持ちに少し寄り添ってくれるお客様。「顧客」は商品の特徴を、あなたのプレゼン以上に読み取り褒めてくれますが、リピーターにはそれはありません。

そうなると、成果には「顧客」を増やしていくことがポイントになってきます。そこで、日本の風土を土台にした商業文化が成熟した江戸時代には、「顧客」の獲得に「世辞」で潤滑油を作ったり、「時泥棒」を取り上げて要領の良い対応を促したり、「刺し言葉」を取り上げてパワハラ防止に精を出したりということをして、日頃の「しぐさ」として目下の者に教育し、精を出していたようです。

「江戸しぐさ」といえば「傘かしげ」などのように、「譲り合いの精神」の表れとして取り上げられることが多いのですが、江戸時代は日本の風土を土台にした商業文化が成熟した時代でもあります。この時代には、相手との距離感、関係の作り方などヒントになりそうな日本版ビジネスマナーのエッセンスも満載です。

時代は変わっても、風土は変わるものではありません。どうやら「江戸しぐさ」に隠れる顧客作りのヒントは、今日でも十分通じるような気がします。

成果の前にまずは、相手から「褒められる」ことを考えましょう。そこから成果に繋げるといって、日本的手法に切り替えてみるということです。それが「成果」と「褒める」がワンペアでも、明るい気分の職場参加に変えそうです。

【筆者紹介】

玄間千映子（げんま・ちえこ）(株)アルティスタ人材開発研究所代表。國學院大学卒。米インマヌエル大学大学院卒後、米スタンフォード大学ビジネススクール修了。

財団法人日本船舶振興会（現日本財団）役員、国会議員各秘書を経て1994年に前身の（有）アルティスタを設立し代表に。2006年現社名に改組。日本大学大学院非常勤講師、(財)港湾空間高度化環境研究センター監事などを兼任。著書に「ジョブ・ディスクリプション一問一答」「リストラ無用の会社革命」など。

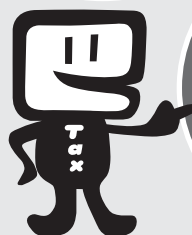
月 日	事 業 ・ 会 議	会 場
1. 13 (火)	全法連新年賀詞交歓会	帝国ホテル
1. 14 (水)	総務委員会	法人会事務局
1. 15 (木)	館山税務懇話会例会	なか川
1. 15 (木)	生活習慣病健康診断 1日人間ドック	鴨川市民会館
1. 16 (金) ～17 (土)	生活習慣病健康診断 1日人間ドック	館山商工会館
1. 19 (月)	青年部会支部長以上役員会	法人会事務局
1. 21 (水)	決算法人説明会	法青会館
1. 22 (木)	決算法人説明会	鴨川市民会館
1. 24 (土)	地域社会貢献事業・事前準備 (イチゴプロジェクト・節電対策PR)	丸山公民館
1. 25 (日)	地域社会貢献事業 (イチゴプロジェクト・節電対策PR) 館山市・若潮マラソン会場にて	館山市民運動場
1. 28 (水)	県法連新年賀詞交歓会	三井ガーデンホテル千葉
2. 4 (木)	青年部会親睦チャリティボーリング大会	館山ヤングボール
2. 17 (火)	女性部会研修旅行 ～18日 横浜税関等	湯河原温泉
2. 17 (火)	全法連税制セミナー	ハイアットリージェンシー東京
3. 11 (水)	青年連協「第11回千葉サミット」	ポートプラザちば
3. 18 (水)	決算法人説明会	館山市コミュニティセンター
3. 19 (木)	決算法人説明会	鴨川市民会館

法人会の動き

平成27年1月15日(会報発行日)
以降の当面の事業予定

ダイレクト納付をご利用ください！

自宅から
オフィスから
税理士事務所から



簡単・便利なダイレクト納付

簡単

インターネットを利用できるパソコンがあれば、簡単な手続で利用可能！
インターネットバンキングの契約が不要！
金融機関や税務署の窓口に出向く必要がありません！

電子納税に電子証明書やICカードリーダライタは不要です。また、徴収高計算書の送信にも電子証明書は不要ですので、特に源泉所得税を納めている方におすすめです。

便利

即時又は納付日を指定して納付することが可能！
税理士が納税者に代わって納付手続を行うことが可能！

第28回 法人会 全国青年の集い 秋田



青年部会長 日暮 靖



第28回法人会 全国青年の集い秋田大会

第28回 法人会全国青年の集い 秋田大会

部会長サミットテーマ

「どうなる？どうする？租税教育活動2024」

於：秋田キャッスルホテル

11月20・21日に秋田市内で開催されました。20日は租税教育活動のプレゼンテーションが行われ、学校などに出向いて租税教育を行う以外にも公共施設を見学しながら税金の使われ方を学んだり、地元老舗企業経営者の地域経済への貢献、納税の必要性などの話を聞くツアーなど興味深い内容も発表されました。その後部会長ウェルカムパーティが開催され、地元で活躍している和太鼓のグループによる太鼓の演奏そして、秋田自慢の食材とおいしいお酒でおもてなし頂きました。同テーブルの部会長と懇親を深め、活動の悩み事など色々と話ができとても有意義に過ごすことができました。

翌21日は午前中より部会長サミットが行われ、「10年後ま

でにどの様な租税教育活動を推進、発展させていくか具体的なアクションプラン」をテーマに約400名の部会長が各テーブル事にディスカッションが行われ、そのグループをさらに大きなグループに組み合わせ発表が行われました。

午後からの記念式典では、租税教育活動の最優秀賞の発表です。ちなみに昨年は千葉松戸が最優秀賞でした。今年度は山口の徳山周南法人会が受賞です。簡単に活動の内容ですが地元商店街と地域の人たちと一緒に、仮想通貨を使って子供たちに1日商売をしてもらい得た利益の中から税金を納め余ったお金で実際に物が出来るという内容で、子供達は色々な仕事の中から自分の好きな仕事を選び商売の体験が出来、納税す

るという勉強もできる、とてもよく出来た租税教育活動だと思いました。青年部会、だけではなく地域の人達と一緒にやって教育することが評価されたのだと思います。式典最後は次回茨城大会のPRで幕を閉じました。

今回の記念講演は地元秋田出身で各メディアでキャスター・コメンテーターとして活躍しています橋本五郎氏です。丁度衆議院解散の発表があった日と言うことで、得意分野の政治経済の講話を面白おかしく解りやすくしていた頂きました。母校の小学校が廃校になりそこに自分の書籍約2万冊と地域の人達からも提供された書籍で作った図書館「橋本五郎文庫」設立のエピソードなど時間が経つのもあつという間でした。

今回で2回目となります全国青年の集い、多くの部会長と話をしてみて同じ様な悩みや苦労を抱えている人が多いということ。そして、活動について各単位の温度差が結構あることに気づく事が出来ました。この体験を会員に伝えこれからの活動に役立て頑張りたいと思います。

税金クイズ2014

問1 消費税は日本では何年前から導入されたのでしょうか。

①25年前 ②45年前 ③65年前

問2 みんなの税金で買われている自動車はどれでしょうか。

①バス ②パトカー ③トラック

問3 次のうち税金がかかるのはどれでしょうか。

①ノーベル賞の賞金 ②宝くじの当選金 ③クイズの懸賞金

問4 税務署の地図記号はどれでしょうか。

①  ②  ③ 

問5 なぜ税金を納めなければならないのでしょうか。

①昔から年貢として納めていたから

②税務署に納めてくださいと言われるから

③豊かで安全な暮らしをするため

青年部会が南房総市産業まつりで実施したものです

回答は13頁にあります。

暮らしの ツボ

吸湿発熱繊維製品

(株)エフシージー総合研究所生活科学研究室 堀 洋一郎

着用すると発熱する下着は今や冬の定番商品になってきています。このような発熱繊維を使った繊維製品は下着だけでなく、アウターや寝具など幅広い商品に使われています。ただこういった発熱衣料の特徴を誤解している消費者も多いようです。

発熱の原理は？

発熱する繊維は正確には吸湿発熱繊維と言われています。実は、どんな繊維も空気中の水蒸気が吸着すると熱を出します。吸湿発熱繊維はこの反応が効率よく起こるように工夫されています。一般的に水を水蒸気にするためには火に掛けるなど外から熱を加える必要がありますが、見方を変えると、水が水蒸気になるには外部の熱を奪うことになります。逆に水蒸気が水になるときは外部に熱を放散します。この熱を凝縮熱と言って、吸湿発熱繊維では人から発散する水蒸気が繊維に吸着して水に戻るときに発する熱を利用して、この現象は繊維の表面積が大きいほどたくさん熱がでます。通常の化学

繊維の断面は単純な円形ですが、吸湿発熱繊維は表面に複雑な溝を作るなどして、表面積を増やして効率的に発熱するように工夫されています。

吸湿している時だけ発熱

吸湿発熱衣料でよく勘違いされるのは、着ている間は発熱し続けるということです。

原理からわかるように、吸湿発熱繊維は湿気を吸った時にしか発熱しません。繊維がこれ以上湿気を吸えなくなった時点で発熱は止まるので、着用後しばらくすると発熱は止まってしまうのです。したがって、吸湿発熱繊維のメリットとは、着用直後にひんやり感を和らげ着用直後に感じるポカポカ感です。その後の暖かさは主に衣料自体の保温機能によるものです。

一方、衣類の内側で吸着した水分は衣類の表面に伝わり空気中に水蒸気として放散していきます。この時には衣類から同じ量の熱を奪っていくので、衣類の表面は冷えてしまいます。このため、内側で発生した熱

を逃がさないようするには、しっかりと保温性が必要になります。したがって、商品を選ぶ際には程度の厚みのある保温性のいいものを選ぶ必要があるわけです。

メンテナンスと地域性

吸湿発熱繊維は湿気を吸って発熱するので、もともと湿っているとは発熱が起きません。衣類は外干しをしているのなら日が陰る前に取り込むなど着用前に十分乾燥させること、寝具は就寝中水分が飛ぶように押入れには除湿剤を入れておくと効果的な発熱が期待できます。

吸湿発熱繊維は冬場に乾燥している太平洋側では十分に効果を発揮してくれませんが、冬場に湿度が高い日本海側では効果が限定的になります。ただ、日本海側でも屋内は暖房が効いているので、室内で使用する分には十分な効果が期待できます。

堀洋一郎(ほり・よういちろう)

1980年中央大学理工学部物理学科卒。ソニーマグネスケール株式会社を経て、1990年株式会社エフシージー総合研究所入社。現在、同社暮らしの科学部生活科学研究室 堀 洋一郎

国税電子申告・納税システム

e-Tax

納税にはダイレクト納付が便利です!

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

e-Taxを利用して所得税の申告をするとこんなメリットが!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

添付書類の提出省略

還付がスピーディ

国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続きがインターネットで行えます。

電子申告で
効率UP!

法人会

法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

ご利用に際し条件、注意事項があります。詳しくはホームページでご確認ください。

イータックス

検索

健康コーナー

世界の格言から、 酒の飲み方の良し悪しを考える

医療ジャーナリスト 大谷 克 弥

左党が好んで口にする 「酒は百薬の長」の意外性

年末年始でお酒を飲む機会が多く、また新しい年こそ節酒しようと誓いを立てた方もいることでしょう。そこで今回は趣向を変え、古今東西の格言を通して、どんな酒の飲み方が良いのか、悪いのかを考えてみることにします。

良いとする格言のうち最も有名で、何かと引き合いに出されるのは、「酒は百薬の長」です。酒にはどんな薬もかなわない、という意味で、紀元前の、前漢と言われた時代の中国で生まれた言葉です。確かに現代医学も、適量を守る限り、アルコールは血流を良くし、善玉コレステロールを増やして、長生きにつながる、と認めており、理にかなった名言と言えます。

漢方の発祥地から伝わったこともあり、左党の中には金科玉条にしている人もいますが、実はこれ、国家のコマー

シャル文なのです。新しく国を興した権力者が、酒を専売制にし、「酒はあらゆる薬の長。さあ買いなさい」という布告でした。

百には劣りますが、日本にも室町時代の頃から「酒に10の徳があり」という格言があります。酒には、寿命を延ばす、知らない人とも仲良くなる、寒い時は衣服の代わりになる、といった効果が10もある、と挙げられています。

日本での絶賛としては、落語の「長屋の花見」にも出てくる「酒なくて何の己が桜かな」が広く知られています。が、極めつけは「(酒は) 朝良し、昼良し、晩に良し」でしょうか。これは民謡「会津磐梯山」に登場する「朝寝、朝酒、朝湯」の大好きな小原庄助さんの作だという、奇抜な笑い話もあります。

これに対し、酒を真つ向から否定する格言も同じくらいあります。「百薬

の長」に倣って「酒は百毒の長」があれば、「酒は諸悪の基」もあります。また「酒に飲まれて身を崩す」「酒極まって乱となる」「酔って狂乱、醒めて後悔」のような警告調も多くあります。そして酒そのものが、日本では「気違い水」、外国では「悪魔の水」など一刀両断されてもいます。

世界でも教科書的な

「酒は飲んでも、飲まれるな」

こうした両極に立つ格言は別にして、人生訓としても私たちの参考になるのは、中道派とでも言うのでしょうか、酒の良し悪しを客観的に見つめている言葉です。日本の代表は、ずばり「酒は飲むべし、飲まれるべからず」。いつごろ生まれたかは定かではありませんが、現代では「酒は飲んでも、飲まれるな」という表現に代わり、教科書のように受け継がれています。

これは英語だと、「You can drink, but don't get swallowed up」。後半のスワローは名詞だと「ツバメ」ですが、「飲み込む」という動詞にもなります。話はちよつと飛びますが、酒を「飲む」の漢字はきれいな過ぎるので、度を過ぎれば「呑む」にすべきという意見もあります。だらしない酒好きは、「呑ん兵衛」「呑み助」でないといけない、という訳です。

酒の飲み方をさらにクールにとらえ

ているのが、「人 酒を飲む、酒 酒を飲む、酒 人を飲む」です。初めは量をセーブしながら楽しく飲んでいても、次第に酔った勢いで浴びるように飲むようになり、最後は見境がなくなつて人格まで別人のように変わつてしまふ、という戒めです。

このほか酒は、人生の喜怒哀楽に欠かせぬものとする言葉も沢山あります。中でも西欧の「酒は喜びを倍にし、悲しみを半分にくれる」は、下戸でも、なるほどと理解できます。

日本では、健康に良い酒の適量とは、ビールなら大瓶1本、日本酒なら1合、ウイスキーならダブル1杯、と言われています。しかも週に最低1日の「休肝日」も求められています。そんなに少ないのなら飲まない方がいい、なんていう声も聞こえてきますが、それは自分の責任で決めることです。

その適量を奨めている厚労省を、泣いて喜ばせそうな言葉が、フランスにもありました。「酒は少し飲み、早く休むこと。それが世界の万能薬だ」。

「筆者紹介」

大谷克弥(おおたに・かつや)
医療ジャーナリスト。東北福祉大学講師。日本医学ジャーナリスト協会会員。読売新聞社出身で、在職中に長期連載「医療ルネサンス」を創設。現在はフリーで、著作、講演活動などに従事。

新しく会員になられた皆さんです。

— よろしくお願ひします —

平成26年12月31日現在(順不同・敬称略)

支部名	法人名	代表者	所 在 地	電 話	業 種
北条第1	シフトエデュケーショナル 合同会社	影山 健一	館山市北条1786-1	0470 (28)4180	学習塾
北条第2	(株)山八	鈴木 菊次	" 藺863	0470 (20)3116	金属加工業
	ゆり庵(株)	合田 義範	" 北条113-3	0470 (22)5511	福祉サービス
	(株)三協技建	古宮 潤	" 高井230-1	0470 (23)8309	土木建築業
北条第3	(株)魚忠	佐野 恭子	" 北条2190-11	0470 (22)7142	鮮魚・小売業
長須賀	(株)南天くさる	小池 永真	" 長須賀214-9	0470 (22)0651	薬局
	(株)みのり	宮本 哲也	" 上真倉92-2	0470 (22)6671	介護サービス業
館山	南房型枠(株)	正木 学	" 館山1144	0470 (22)2346	建設業
	(株)館山ファミリーパーク	上條 弘史	" 布沼1210	0470 (28)1110	テーマパーク
富浦	(有)安房総合セキュリティー	岩田 彰	南房総市富浦町深名946-1	0470 (33)3987	警備業
勝山	(株)萬栄	松井 大	鋸南町勝山7	0470 (55)1301	サービス業
千倉	(有)エイト	小泉 和弘	南房総市千倉町瀬戸2344-79	0470 (28)4450	不動産の賃貸・管理・保有 及び運用
	(有)かみきりパパ	岡田 真美	" 千倉町白子1570	0470 (28)5782	福祉サービス業・理容業
白浜	(株)乙浜シーフーズ	橋本 将	" 白浜町乙浜1268-8	0470 (29)5355	水産加工業
	白浜モータース	押本 正樹	" 白浜町白浜4000	0470 (38)2663	自動車販売・修理
丸山	三久電力(株)	三平 久雄	" 岩糸2365-5	0470 (46)2115	売電事業
	(有)津嶋園芸	津嶋 洋久	" 川谷257	0470 (46)2818	園芸
和田	(有)武山ポーター	武山 幸憲	" 和田町黒岩51	0470 (47)2654	養鶏
鴨川南	(株)本多智榮	本多 榮子	鴨川市貝渚3209	04 (7092)3029	不動産管理・不動産賃貸 業
鴨川中央	(株)大谷住建	大谷 良弘	" 横渚340-2	04 (7094)5757	リフォーム工事業
	オルカ鴨川FC(株)	亀田 秀次	" 東町1344	04 (7099)1264	女子サッカーチーム
鴨川北	(株)山田三郎商店	山田 敏昭	" 東町133-8	04 (7092)0537	歯科材料販売
	(株)アグリファーム鴨川	澤井 昭宏	" 東町171-1A	04 (7093)0826	農業生産法人
天津小湊	(有)松孝商店	松田美枝子	" 内浦290-4	04 (7095)2203	観光物産サービス業

平成26年分 確定申告のお知らせ

申告書はご自分で作成して提出はお早めに 館山税務署

～館山税務署の確定申告書作成会場の開設期間は次のとおりです～

平成27年 2月16日(月)～平成27年 3月16日(月)の平日

なお、作成済みの還付申告書は平成27年2月13日(金)以前でも提出できます。

※確定申告書作成のために来署される場合は、上記期間内にお越しください。
※年末時点で5,000万円を超える国外財産を保有する方は、「国外財産調書」を
平成27年3月16日(月)までに提出する必要があります。

◎税務署での平成26年分の贈与税の申告期間は次のとおりです。

平成27年 2月 2日(月)～平成27年 3月16日(月)

◎税務署での平成26年分の個人事業者の消費税及び地方消費税の申告期間は次のとおりです。

平成27年 1月 5日(月)～平成27年 3月31日(月)

申告書はe-Tax(国税電子申告・納税システム)による送信や郵便又は信書便による送付のほか、税務署の時間外文書収受箱への投かんでも提出できます。

なお、税務署の收受日付印(受付印)のある確定申告書等の「控え」が必要な場合は、複写により作成(複写によらない場合は、ボールペン等で記載)した申告書のほか、所要額の切手を貼った返信用封筒(返信先を記入願います。)を同封してください。

還付金の受取は預貯金口座(本人名義)への振り込みをご利用ください。

納税には、振替納税をご利用ください。

●平成26年分の確定申告分の振替納付日

所得税及び復興特別所得税は 平成27年 4月20日(月)

個人事業者の消費税及び地方消費税は 平成27年 4月23日(木)

※新規に振替納税を利用される方は、所得税及び復興特別所得税は平成27年3月16日(月)まで、個人事業者の消費税及び地方消費税は平成27年3月31日(火)までに振替依頼書の提出をお願いします。

※なお、贈与税につきましては、振替納税は行っておりません。

国税庁ホームページで申告書が作成できます。



詳しくは、

確定申告

検索



申告・納税はネットから快適に！

恒例e-TaxのPR軍団
税務署幹部が武者行列に参加
毎年10月第3日曜日に開催



左から川名法1統括官、小山総務課長、
尾部署長、大山個1統括官

今年も社会貢献活動 女性部会が大車輪

NHKBS1「ランスマ」が取材予定

毎週土曜日放映

1月25日(日) 館山若潮マラソン会場で

「無理なく節電」パンフレットに
焼き芋・お汁粉を添えPR
昨年同様、焼き芋 325 キロ・お汁粉の餡 200 キロ・
もち 70 キロ 9000 人分を用意



【表紙】

稀代の名工

後藤利兵衛橋義光 文化12年(1815)〜明治35年(1902)
江戸彫りの社寺装飾彫刻・神輿・山車・屋台

房州後藤派として現代に引き継がれている

義光は特に「龍」や「獅子」を得意とした。

また山車や屋台、寺社建築の虹梁表面に「出し彫り」で「波に千鳥」「松に鷹」「獅子に牡丹」「龍」等を別木で張り付けなければ無理と思われる絵様を、厚い材を用いて一木で彫り出す絶妙さは、大胆で繊細な江戸彫りの粋をそこに見ることが出来る。作品は地元のほか、修行した東京、30歳代に活躍し妻を娶った鎌倉や横浜、また真言宗智山派の総本山智積院、鞍馬寺、醍醐寺三寶院などにも残されている。晩年は館山市青柳に住み、88歳で没した。また門人、友人が米寿祝いに建てた寿藏碑(館山市長須賀・来福寺)は、義光の豪放磊落な人柄と非凡な技量が讃えられている。墓は菩提寺の西養寺(南房総市千倉町北朝夷)

資料提供

千倉地域づくり協議会『ぎずな』 ☎0470-44-1113

館山市・館山市教育委員会 ☎0470-22-3698

館山市博物館 ☎0470-23-5212

青年部会が租税教育活動

南房総市産業まつり会場で税金クイズ

1億円の札束(見本) 持ち上げ体験も

11月30日(日) 千倉漁村センター周辺広場

当日は日暮部会長以下役員5人が参加。館山税務署川名法人第一部門統括官、田中調査官(法人会担当)、内田調査官(間税会担当)も応援に駆けつけてくれ、大盛況の中で、中学生や親子連れが楽しみながらのイベントでした。



編集後記

新年を迎え、会員皆様のご多幸を心から祈り申し上げます。

今年こそ強い経済を取り戻し、景気回復の実感が私共地方の隅々まで行き渡るよう願うばかりです。

管内今年の正月三が日は、元旦こそ風がやや強く粉雪が舞う時もありましたが、日中は日も差し、二日三日は風もなく良く晴れ初詣日和。元日の初雪も縁起が良いものと考えれば、先ずは上々のすべり出し。

この一年が、穏やかで災害の少ない明るく希望に満ちた一年になりますように。

第109号
平成27年1月15日
平田 哲平
友野 修
(公社) 館山法人会
0470-22-1389
0470-23-3195

会 報 第109号
発 行 年 月 日
行 責 任 者
集 責 任 者
編 集 者
発 行 者
電 話
F A X